

法の主な改正点と本市条例、要綱との対照表

	法改正の項目	国		市		
		環境影響評価法	法改正案	市条例(アセス条例)	市要綱(戦略的アセス要綱)	条例改正の検討事項
	施行日	平成11年6月12日	平成23 - 24年(未定)	平成11年6月12日	平成16年10月1日	法施行日に準ずる
1	戦略的アセスメント	規定なし	計画段階環境配慮書の提出を義務化	規定なし	環境配慮報告書案と環境配慮報告書の提出	環境配慮報告書提出を義務化
			アセス対象者(全事業者)に配慮書(SEA)提出を義務化		市の計画について、SEAを実施し環境配慮報告書案等を提出 第一種計画:アセスと同規模の事業計画 第二種計画:より小規模の事業計画	対象:アセス対象の全事業者(民間を含む)
2	方法書・準備書等のインターネット等による公表	規定なし	公表の義務化	規定なし	規定なし	SEA 配慮書(SEA)については、インターネット公表の義務化は行わない 事業アセス その他については、公表を義務化
3	方法書縦覧期間中の説明会の開催	規定なし	開催の義務化	規定なし	報告書案の縦覧期間中に説明会の開催義務	SEA 配慮書(SEA)段階での説明会の開催を義務化 事業アセス 準備書段階に加え、方法書段階での説明会の開催を義務化
4	環境の保全のための措置等に係る報告書の公表(事後調査規定)	規定なし	公表の義務化	・事後調査計画書の作成 ・事後調査の実施等の義務化	規定なし	条例との整合性の検討